

岩手県立大学教職課程に係る自己点検・評価の実施要領

令和6年2月26日

(目的)

1. この要領は、岩手県立大学教職課程において、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づいて行われる自己点検・評価の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(担当組織)

2. 教職課程の自己点検・評価は、岩手県立大学教職教育センター（以下、教職教育センター）で実施するものとする。

(実施頻度および実施期間)

3. 教職教育センターは、別に定める自己点検・評価の対象となる項目について、原則として様式1を用いて2年に1度の点検・評価を実施するものとする。ただし、根拠資料となるデータの継続的な収集は毎年度実施するものとする。なお、教職課程の新設や教職課程を置く学部・学科・研究科の改組、および大幅なカリキュラム改定等が行われた翌年については、様式2を用いて点検・評価を実施するものとする。

(実施手順)

4. 教職教育センターは、文部科学省「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」により示された「自己点検・評価の観点」を参考に作成された「岩手県立大学教職課程の自己点検・評価表」（様式1・様式2）の項目ごとに点検・評価を行うものとする。その結果、改善を要する事項があると認めた事項については、教職教育センターおよび教職課程を置く学部・学科等において改善状況の進捗を確認するものとする。

(結果の公表)

5. 点検・評価の実施結果について、翌年度初めに教職教育センターが「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、教職教育センターのWebサイトの情報公表ページに掲載するものとする。

以上